

# 平成27年度風力発電等に係る 地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業

## 公募要領

平成27年2月  
環境省総合環境政策局  
環境影響評価課

### 1. 事業及び公募の目的

低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見される状況である。

そこで、環境省は、「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」において、地方公共団体の主導により、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図り、また、必要な環境情報の収集等によりそれらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、事業者の事業計画の推進と環境配慮の両面から「風力発電等の適地」を抽出する手法の構築を目指すこととしている。同事業の一環として、モデル事業として実際に適地抽出を実践するモデル地域を地方公共団体から公募することとしており、本公募要領は、公募内容や応募に必要な手続等を記載したものである。

なお、この公募は、平成27年度予算の国会における成立を前提としており、平成27年度予算の成立前の採択に関しては、採択予定者の決定であり、正式な採択は平成27年度予算成立後となる。

### 2. 公募対象及び要件

#### (1) 公募対象

公募は、風力発電事業（出力7,500kW以上）の誘致に積極的な地方公共団体を対象に行う。環境省は、応募があった地域のなかから、適地抽出を実践するモデル地域を陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度選定する。（「2.（3）公募要件」及び「3. 応募対象者」も参照）

#### (2) モデル事業で実施する内容

各モデル地域では、地方公共団体が主導<sup>\*</sup>して以下の内容について実施し、質が高く効率

的な適地抽出を行う。

- ✓ 地域の環境特性や法規制等に関する既存情報の収集（「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」（環境省総合環境政策局環境影響審査室）のデータを活用することができる）
- ✓ 追加的な環境調査の実施
- ✓ フィージビリティの検証（風況、発電システム、送電線、連系可能性等）
- ✓ 適地抽出に係る有識者からの意見聴取（個別ヒアリングや協議会形式等、既存の委員会等があればその活用も可能）
- ✓ 関係者・関係機関との調整
- ✓ 環境配慮の検討
- ✓ 適地の抽出

※地方公共団体が民間事業者（発電を計画している事業者）と共同実施する場合には、主たる業務を行う者は地方公共団体となる。

### （３）応募要件

応募者（「３．応募対象者」参照）が風力発電（出力 7,500kW 以上）の導入に向けて検討を進めている地域であって、以下の要件を満たすこと。

- ・「２．（２）モデル事業で実施する内容」について地方公共団体が主導して実施できること。
- ・市区町村域の全域にわたるようなものではなく、ある程度事業化が現実的な範囲（地域・海域等）であること。
- ・適地抽出後に風力発電の事業化がある程度見込めること。
- ・２カ年度（平成２７年度、平成２８年度）で適地の抽出ができること。
- ・既存道路や港湾等からのアクセス性や地形的条件により、風力発電施設の建設が困難な場所でないこと。
- ・別表１の応募に当たり避けるべき法令等に基づく地域に該当しないこと。ただし、その変更等の見込みがある場合はこの限りではない。
- ・既存情報等により、イヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息地、渡り鳥の重要集結地等の保護対象とすべき動植物が存在することが明らかな地域でないこと。
- ・応募者がステークホルダー（住民、地権者、漁業関係者、海上交通関係者等）と、意見交換等の協議の場を設けることができる見込みがあること。
- ・事業内容について他府省の委託事業・補助事業等と重複がないこと。
- ・３年度目（平成２９年度）以降の事業化を進めていく段階においても、環境省からの適地抽出事業に係る進捗状況確認の問合せ等に協力すること。
- ・その他、本モデル事業の実施に関する環境省からの依頼に真摯に対応できること。

別表 1 応募に当たり避けるべき法令等に基づく地域

区分	根拠法令等	地域指定等
自然保護	自然公園法	国立公園 国定公園
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域(特別地区・普通地区)
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産
動植物保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区(国指定鳥獣保護区・国指定鳥獣保護区特別保護地区)
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地の区域
文化財保護	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産
	文化財保護法	天然保護区域(国指定の特別天然記念物・天然記念物)
国土防災等	森林法	保安林(国指定)

### 3. 応募対象者

本事業に応募できるのは、以下のいずれかとする。

- ・ 地方公共団体（都道府県、市区町村。単独でも、複数でも可とする。）
- ・ 地方公共団体と民間事業者（発電を計画している事業者）の共同実施体

二者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とする。

また、民間事業者との共同実施で応募する場合、主たる業務を行う者は、地方公共団体とする。なお、民間事業者単体での応募は不可とする。

### 4. モデル事業の期間等

本事業は、応募者が2カ年度で適地抽出を行うものである。

ただし、当該公募での契約期間は年度単位とする。2カ年度の事業として実施する場合においても、毎年度契約を更新する必要がある。

また、各年度における予算への計上及び成立等が前提となる。

## 5. 報告書等

本モデル事業については、「7. 審査方法」により採択された応募者（地方公共団体）が受託者として環境省と委託契約を締結し、モデル事業を実施する。また、年度毎に成果物として事業報告書を作成し、環境省に提出する。

### （1）成果物

事業報告書	15部
関連資料	一式

### （2）成果物提出先

環境省総合環境政策局環境影響評価課

## 6. 委託額等

### （1）平成27年度

本事業は、国からの委託事業となる。（補助金ではない）

委託額は、平成27年度は1地域当たり45,000千円／年以内とする。

ただし、事業の遂行の上で45,000千円／年を超過する費用を要することが見込まれる場合は、「9.（1）応募書類について」における経費支出予定額内訳や応募書類の内容等を確認の上、当該経費の支出が必要不可欠と判断された場合に認めることがある。

採択件数は予算の範囲内で3地域程度を想定しているが、提案件数及び提案内容によっては、採択件数や委託額に変更が生じる場合がある。

### （2）平成28年度

平成28年度の委託額及び委託の考え方は「6.（1）平成27年度」と同様の予定としている。

また、委託契約は、単年度毎の単年度契約となるが、年度毎に業務の遂行状況を確認の上、その結果明らかに事業の進捗が認められない場合を除いて、提出された計画に基づき28年度の契約を締結する。ただし、平成28年度の契約は、当該年度度において所用の予算措置が講じられた場合にのみ行うものであり、予算見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の大幅な変更を行ったり、契約を締結しないことがある。

## 7. 審査方法

応募者から提出された応募書類に基づき、書面審査及び審査委員会による審査を行う。

書面審査を通過した応募書類について、有識者等により構成された審査委員会において、「8. 審査委員会における審査項目」に基づき審査を行い、採択地域を決定する。審査に

当たっては、必要に応じて応募者へヒアリングや追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

審査日程等は、以下を予定している。

平成27年2月3日(火)	公募開始
3月3日(火)	公募〆切
3月中旬	審査委員会による審査
3月下旬	結果発表※(採択予定者)

※ 結果は、提案書作成責任者に遅延なく通知する。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定。

なお、地域の環境影響や事業性等の観点から、モデル事業の範囲や環境調査等の内容を、応募者と協議の上、変更することがある。

## 8. 審査委員会における審査項目

別添「審査のポイント及び審査基準」に基づき、地方公共団体主導で適地抽出を行うモデル事業として優れていると判断されたものをモデル地域として選定する。

## 9. 応募方法について

### (1) 応募書類について

応募に当たり提出が必要となる書類は、以下のとおりである。

・ 申請書	16部(正本1部、副本15部)
・ 提案書	16部(正本1部、副本15部)
・ 経費支出予定額内訳	16部(正本1部、副本15部)
・ その他参考資料(提案書に補足が必要な参考資料等)	16部(正本1部、副本15部)
・ 上記ファイルを納めた電子媒体	一式

### (2) 応募書類の様式

電子ファイルは、以下の環境省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成すること。

応募書類の様式電子ファイルの公表 URL:

<http://www.env.go.jp/press/100296.html>

### (3) 説明会の実施等について

本公募に際して説明会は開催しない。また、公募要領等に係る問合せについては、「10. 提出先・問合せ先」にて対応し、応募者からの問合せに対する回答は、随時、「環境影響評価情報支援ネットワーク※」等にて公表する。

※「環境影響評価情報支援ネットワーク」：<http://www.env.go.jp/policy/assess/>

#### (4) 提出方法

「10. 提出先・問合せ先」の宛先まで持参又は郵送により提出する。

郵送による場合は封筒の宛名面に「平成27年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業（応募書類在中）」と朱書きすること。

また、申請書類を郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によること。

#### (5) 受付期間

平成27年2月3日（火）から平成27年3月3日（火）17時（必着）とする。

#### (6) 応募書類提出に当たっての留意事項

ア 受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が提出先の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けない。

イ 提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。

ウ 提出された応募書類は、提出者に無断で、審査以外の目的には使用しない。

エ 虚偽の記載をした応募書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

オ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

#### (7) 提出された応募書類について

ア 提出された応募書類は、返還しない。

イ 提出された応募書類は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

ウ 審査の結果、契約相手になった者が提出した応募書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

#### (8) 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る応募書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に

誓約した上で提出すること。また、申請書に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

## 10. 提出先・問合せ先

本公募に当たりその業務の一部を一般社団法人日本環境アセスメント協会に委託しており、本公募に関する書類の提出や問合せに当たっても環境省の指示のもと原則委託先において対応する。

〒102-0092 東京都千代田区隼町2番13号 US半蔵門ビル7階

一般社団法人 日本環境アセスメント協会

担当：加藤、佐藤

TEL：03-3230-3583（直通）

E-mail：jeas02@jeas.org（加藤、佐藤）

<環境省>

環境省総合環境政策局環境影響評価課

担当：福嶋、後藤

TEL：03-5521-8236（直通）

E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp

## 11. その他留意事項

### (1) 関係地方公共団体との調整について

応募に当たっては、都道府県が応募する場合は市区町村の、市区町村が応募する場合は都道府県の関係部局と必要に応じて調整を行っておくことが望ましい。

### (2) 事務局業務との連携について

平成27年度における本事業の実施に当たっては、別途環境省が委託する「平成27年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法検討事業」（仮称）の受託者が事務局業務を担うことから、連携し進めることとする。

### (3) 調査結果の帰属等について

本モデル事業において得られた調査結果等は、環境省に帰属する。ただし、各モデル地域において得られた調査結果等は、それぞれの応募者において自由に活用することができる。

また、当該モデル事業の成果を活用して環境影響評価の手続を行う場合は、その過程で作成する環境影響評価図書について、縦覧期間満了後も引き続き公開されることが望ましい。

(4) モデル事業で計上できる費用について

事業に計上できる経費の区分は別表2のとおりとする。

なお、契約は単年度毎になるため、計上する費用は、平成27年度と28年度の年度毎に申請すること。

別表2 経費の区分

経費の区分		内 容
業 務 費	旅 費	当該業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費。
	諸謝金	当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等。
	会議費	当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等。
	備品費、 借料及び損料	備品費は、当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費。備品は、5万円以上で、かつ、以下に掲げる「消耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。
	賃 金	当該業務を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金。
	消耗品費	当該業務に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期（おおむね2年）の反覆使用に耐えない物品）に係る経費。
	通信運搬費	当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費。
	印刷製本費	当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
	雑役務費	当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）。
	外注費 （再委託費）	当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。
その他	その他事業を行うために必要な経費で上記の区分に該当しないもの。計上する場合は、環境省担当官と協議が必要。	



### (5) 委託の形態

「2.(2) モデル事業で実施する内容」について、モデル事業に選定された地方公共団体と環境省の委託の形態は図1のとおりとなる。この際、地方公共団体は既存文献収集や環境調査、フィージビリティの検証等業務の一部を民間調査会社等に外注（再委託）することができる。

また、地方公共団体において、特段の事情により業務に係る調整等を速やかに行うことが困難であり、それにより本モデル事業の進捗が著しく遅滞するおそれがある場合であつて、環境調査等を環境省が地方公共団体に代わりに実施することが妥当と判断された場合は、図2の委託の形態を例外的に認めることがある。

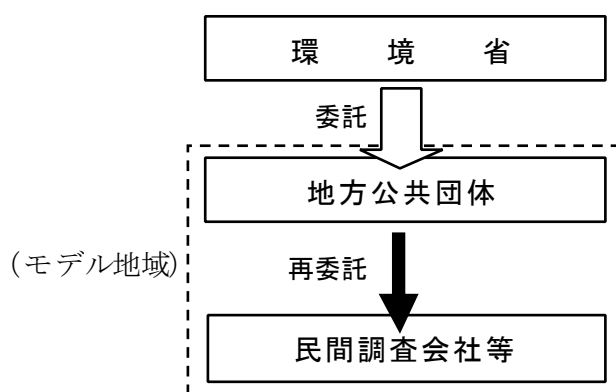


図1 委託の形態 (イメージ)

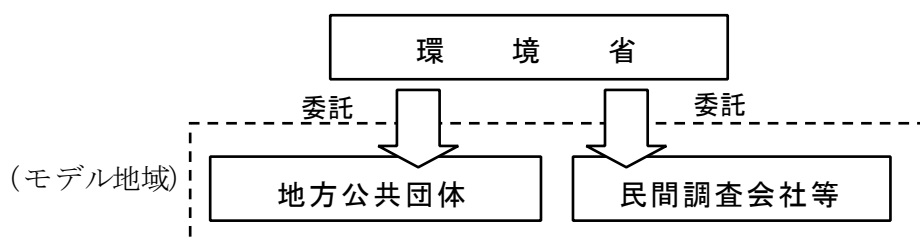


図2 例外的に認める委託の形態 (イメージ)

委託費の支払は、各年度における事業完了後の検査後払い（精算払）を原則としている。精算払とは、各年度における委託事業が終了し、受託者から事業報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいう。

(6) 実施計画書の提出

本モデル事業に選定された地方公共団体については、選定後速やかに実施計画書を提出する必要がある。実施計画書の記載内容については別途環境省から指示がある。

(7) 事業の中止等の措置

応募者は、天変地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要がある。

(8) その他

環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外する。

また、採否を問わず、審査結果に対するご意見等には対応しかねるので、予めご了承ください。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式

平成27年 月 日

環境省総合環境政策局環境影響評価課長 殿

住所  
代表名

平成27年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

なお、書類の提出に当たり、公募要領「2.(3)応募要件」に定められた要件を満たしていること及び暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

1. 提案書（別紙1）
2. 経費支出予定額内訳（別紙2）
3. その他参考資料
4. 民間事業者との共同実施の場合、当該民間事業者に関する概要資料

連絡先 所属部署： 役職・氏名： 電話：
-------------------------------

平成 27 年度風力発電等に係る  
地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業 提案書フォーム

(作成注)「主たる業務を行う者」の欄に地方公共団体名・所属、提案書作成責任者、担当者、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを記載してください。複数の地方公共団体又は民間事業者（発電を計画している事業者）と共同で提案を行う場合は、共同提案者に関する情報も記載してください。共同提案者が複数ある場合は適宜表を追加してください。

## ○主たる業務を行う者

地方公共団体名・所属			
提案書作成責任者	役職 氏名		
担当者	役職 氏名		
住所			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

## ○共同提案者

団体名・所属			
責任者	役職 氏名		
担当者	役職 氏名		
住所			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

## 0. はじめに

本書は、「平成27年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業公募要領」を遵守し、その実施方法等に関して提案をするものです。また、本事業の実施に当たっては、本提案書を基にして事業を行います。

## 1. 事業の目的・概要

地方公共団体が主導して風力発電事業の適地抽出を行う目的や事業概要を記述してください。また、提案するモデル地域において過去に事業化検討や環境調査を行っている場合は、その概要を記述してください。

\* 主に以下の点について説明してください。

- ・ 当該モデル地域において地方公共団体が主導して適地抽出を行う目的
- ・ 事業概要
  - ✓ モデル地域名、位置
  - ✓ 陸上／洋上の別
  - ✓ 発電規模
  - ✓ 風力発電事業が実現するまでの大まかな事業のスケジュール  
(事業化検討時期、本モデル事業実施時期、環境アセスメント実施時期、発電開始予定時期など)
- ・ 過去に事業化検討を行っている場合は、その概要
- ・ 過去に環境調査を行っている場合は、その概要

## 2. 地域の特性等

提案するモデル地域の概要や環境特性を記述してください。

\* 主に以下の点について説明してください。

- ・ 地域の概要
  - ✓ 予定地域が分かる図面
  - ✓ 法令等に基づく指定地域等の状況
  - ✓ 社会経済的な面で特に配慮が必要な対象等の状況
- ・ 地域の環境特性
  - ✓ 環境面から特に配慮が必要な対象等の状況
  - ✓ モデル地域内又はその周囲に既存の風力発電事業・施設がある場合は、当該施設とモデル地域との位置関係がわかる図面
  - ✓ 風力発電導入に係る規制基準や指針等がある場合は、それら基準等の内容

注：枠を分けて、予定地域の概要と環境特性について記述してください。

### 3. 地方公共団体や関係者等との関係

#### 3-1. ステークホルダーの状況等

応募者間の調整状況や提案するモデル事業を実施するに当たり調整が必要と考えられるステークホルダー（住民、地権者、漁業関係者、海上交通関係者等）の状況等について記述してください。

＊主に以下の点について説明してください。

- ・複数の地方公共団体で共同実施する場合、各地方公共団体間の関係及び調整の状況
- ・地方公共団体内における推進体制や関係部署間における調整の状況
- ・ステークホルダーの状況。また、調整が既に進んでいればその状況
- ・適地抽出に当たって、ステークホルダーの理解を得るために現時点で想定される今後の調整の進め方や考え方
- ・協議会等の設置状況、開催状況（既に設置されている場合、又は今後の予定等）
- ・その他、事業化に向けた地元の動き等

#### 3-2. 地方公共団体の上位計画における事業の位置づけ

提案するモデル事業に関する地方公共団体の上位計画等（都道府県・市区町村の総合計画や長期構想、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、再生可能エネルギー導入計画等）の概要及びそれら計画における事業の位置づけについて記述してください。

#### 4. 風力発電事業の導入条件など

##### 4-1. 物理的な条件

提案するモデル地域における風況やアクセス性、送電網等の風力発電事業の実施に必要な物理的な条件について記述してください。

\* 主に以下の点について説明してください。

- ・ 風況
  - ✓ 現地観測実施の有無、実施している場合はその調査結果
  - ✓ あるいは既存資料等による地域の風の状況
- ・ 既存道路や港湾等からのアクセス性の状況
- ・ 送電網との位置関係や、連系地点までの送電ルート・敷設方法

##### 4-2. 諸手続に関する情報等

提案するモデル地域において、現時点で想定される事業化に必要な諸手続について記述してください。

\* 主に以下の点について説明してください。

- ・ 環境アセスメント以外に許認可申請等が必要な諸手続

##### 4-3. 環境調査の内容

提案するモデル事業を実施するに当たり、収集が必要と考えられる環境に関する既存情報や、想定される追加的な環境調査の内容について記述してください。

##### 4-4. 事業者

将来モデル事業の成果を引継いで発電事業を実施する事業者の候補がいれば、その者との協議状況について記述してください。また、現時点で事業者となる候補がない場合は、適地抽出後の事業者の選定方法について記述してください。

\* 主に以下の点について説明してください。

- ・ 事業者候補の有無及び協議状況（今回、民間事業者（発電を計画している事業者）と共同提案している場合には、当該民間事業者との協議状況）
- ・ 現時点では事業者候補が不明の場合は、適地抽出後の事業者候補の選定方法  
例）適地抽出後に公募により事業者を募る予定。
- ・ 将来事業者候補にモデル事業の成果を引継ぐに当たっての引継ぎの方針や考え方



## 5. 地域創生に関する事項等

### 5-1. 地域創生に関する事項

風力発電事業が実現した場合の地域振興のための貢献策や、地域での再エネ普及啓発のための貢献策について記述してください。

\* 主に以下の点について説明してください。

・ 地域振興のための貢献策

・ 地域での再エネ普及啓発のための貢献策

注：枠を分けて、地域振興と再エネ導入普及啓発について記述してください。

### 5-2. 適地抽出事業に係る創意工夫の具体的な提案

環境調査、関係者間調整、情報公開、その他本モデル事業の実施に当たり現段階で考えられる創意工夫があれば、具体的に提案してください。

## 6. その他

### 6-1. 他の委託事業・補助事業等との関係

提案するモデル地域において、本モデル事業以外に受ける予定の（又は受けたことがある）他府省の委託事業や補助事業等があればその内容等について記述してください。この際、平成27年度に予定される事業だけでなく、平成26年度以前の事業についても確認の上記述してください。

＊主に以下の点について説明してください。

- ・他の委託事業や補助事業等の有無
- ・有の場合は、その委託事業や補助事業の名称及び内容
- ・有の場合は、本モデル事業の内容と重複がないことの説明

例1)

名称：環境アセスメント調査早期実施実証事業（NEDO）

内容：環境アセスメントの迅速化を目指し、環境影響調査を前倒しして実施するもの。環境調査の猛禽類調査等について補助を受けている。一方、本モデル事業は、適地抽出を実施するために必要な追加的な環境情報を調査するものであるので重複していない。

例2)

名称：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業（農林水産省）

内容：導入可能性調査、地域の合意形成のための協議会運営等において補助を受けている。本モデル事業とは、フィージビリティの検討、協議会運営等において重複するため、それ以外の適地抽出を実施するために必要な情報の調査について申請する。

### 6-2. その他記述すべき事項

提案するモデル事業の実施に関し、その他記述すべき事項がありましたら記述してください。

- ・現時点で想定される課題とその解決策
- ・提案するモデル地域の特殊要件に関すること

## 7. 実施計画

提案するモデル事業の1年度目（平成27年度）と2年度目（平成28年度）における実施計画について記述してください。地方公共団体が実施する事項を中心に、共同実施者や外注（再委託）先との役割分担が分かるように記述してください。

（1年度目：平成27年度）

時期	内容
到達目標	

(2年度目：平成28年度)

時期	内容
到達目標	

別紙 2

平成 27 年度風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築モデル事業に要する  
経費支出予定額内訳

(平成〇〇年度) ※1

経費区分・費目※2	金額	積算内訳※3
(記載例)		
業務費		
旅費	〇〇〇〇〇	(数量) × (単価) =金額
諸謝金	〇〇〇〇〇	
会議費	〇〇〇〇〇	
備品費、借料及び損料	〇〇〇〇〇	
賃金	〇〇〇〇〇	
消耗品費	〇〇〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇〇〇	
雑役務費	〇〇〇〇〇	
外注費 (再 文献調査費	〇〇〇〇〇	
委託費) ※4 環境調査費※5	〇〇〇〇〇	
協議会等運営補助費	〇〇〇〇〇	
その他 ( )	〇〇〇〇〇	
その他 ( )	〇〇〇〇〇	
合計	円	

※ 1 : 平成 27 年度及び平成 28 年度の年度毎に、経費支出予定額内訳を作成してください。

※ 2 : 適宜、行を追加・削除してください。

※ 3 : 備考欄に記載できない場合は、別紙に記載するなどしてください。

- ※4：原則環境省が環境調査等を実施することはありませんが、応募者において環境調査等の外注が実施できず、やむを得ず環境省において当該業務を行うことを希望する場合（公募要領「11.（5）委託の形態」参照。）には、金額の欄に「環境省において実施を希望」と記載の上、その理由を記載してください。なお、委託の形態は、理由等を確認の上、環境省が決定します。
- ※5：環境調査費は、提案書「4-3. 環境調査の内容」に記述することとなっている、環境調査の内容を踏まえ積算してください。